

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第2回）

における主な意見

<御発表>

植村委員「図書館・学校図書館におけるデジタル活用の概況と今後の運営充実に向けて―電子図書館・電子書籍サービスの導入状況を中心に―」

- 2010年から2012年頃に電子書籍市場が立ち上がり、その市場は2015年から増加。2020年、新型コロナウイルス感染症の流行等により、電子図書館サービスを導入する図書館が急増した。
- 電子図書館導入自治体は2024年10月時点で3割超。都道府県や政令市・特別区での契約率が高い一方、町村は低い。町村の契約率が低いことを解決する方法として、広域連携がある。
- 島嶼部等のように図書館施設建設が難しい地域で即時に利用可能であることや、非来館貸出サービスの実施、文字の拡大や音声読み上げ、多言語対応等の読書バリアフリーの観点から、電子図書館が有用であると言える。
- 電子図書館導入館におけるサービスの懸念としては、電子書籍サービス中止に対する不安やサービス実施における十分な知識不足、サービス選択の基準・方法が分からないこと、利用者に対するサービス説明への不安が調査結果から判明した。
- 電子書籍導入館におけるコンテンツの課題としては、ネガティブな課題（新刊コンテンツの提供不足、コンテンツ価格等）は減少傾向であり、読書バリアフリー・学校連携における新たにポジティブな課題（読み上げ機能の不完全、読み放題パッケージの少なさ）が調査結果から指摘されている。
- 電子図書館サービスの管理メリットとして、アクセシビリティ対応、貸出・返却等の自動化、汚破損・紛失の回避、書架スペース不足問題の解消が調査結果からも明らかである。これらは人的労力の削減や、貸出率の上昇にもつながる。貸出回転率も高まり、子供の読書を勧める手法として効果を期待できる。
- コンテンツについて、2024年時点で約16万タイトルを提供する会社もある。実際の契約／貸出タイトル数は平均7,700タイトルで、その貸出率は2024年時点で紙書籍の4.45倍である。
- 文部科学省より「1人1台端末環境下における学校図書館の積極的な活用及び公立図書館の電子書籍貸出サービスとの連携について（事務連絡）」が発出され、学校連携・導入が広がりつつある。
- 今後の運営充実に向けて求められることとして、紙と電子をどう使い分けるかという点の検討がある。公共図書館の収集方針の例としては、読書バリアフリー対応の資料は積極的に収集する、情報の変化が激しい実用書等は有期限ライセンス、文芸書等は買い切りなど、資料の特性に応じた購入ライセンスの選択、学習参考書や問題集の購入等が挙げられる。
- 今後に向けて、電子図書館による広域連携や、読書バリアフリーの拠点になること、コンテンツの充実、不登校生徒と特別支援生徒へのデジタル活用、デジタル教材等を活用した教育ノウ

ハウの蓄積及び共有、学校図書館のGIGAスクール構想の中心としての電子図書館の位置づけ、デジタルに強い司書教諭・学校司書の人材育成が挙げられる。紙と電子の能力は掛け算と言われ、両方の力を高める必要がある。これには人材育成が大事。

池内委員「図書館におけるデジタル活用の現状と今後の運営充実に向けて」

- 日本とアメリカの電子書籍サービスについて調査を行った結果、提供コンテンツ数は平均値で7.3倍、中央値で6.3倍の差があった。
- 電子書籍サービスを実施している日本の図書館における紙の蔵書と電子で提供されている書籍の差は約150倍であった。紙書籍の方が多い状況は、アメリカでも見られる。
- 電子書籍サービス利用者の内訳は、子供が多い。自治体内の小・中学生に利用アカウントを配布することで利用が大幅に増えるケースも見られる。電子書籍の利用には年代差が見られ、若い世代の方が利用は多い。自治体の電子書籍サービスの主要コンテンツを児童生徒対象とする自治体もある。他自治体による被災地支援として、電子書籍サービスを活用した事例もある。
- 日本の電子書籍数については、パブリックドメインの作品（青空文庫）が非常に多い。一方、アメリカはパブリックドメインの作品が少ない。コンテンツ全体に対するパブリックドメイン作品の多さは、電子書籍サービスに期待を寄せる利用者にとってマイナスに働く可能性もあるため、選書を確実に実施する必要があるのではないか。
- 今後の運営充実のために、情報資源マネジメント・ポリシーの策定が挙げられる。従来、図書館では図書館資料についてのみ言及した方針を策定して公表してきており、デジタルの方は解像度が低い記述になっていた。電子書籍サービスとは、所蔵できるコンテンツに限らず、アクセスを提供するものもあり、そうした多様なメディアがある中で、物理メディアの図書館資料のみ収集・整理方針、廃棄方針を決めていくのではなく、様々なメディアにポリシーを作って、公表することが求められている。
- 米国で例があるが、大活字本、eブック、オーディオブック、紙の書籍等、同じタイトルについて様々なメディアを一覧できる統合的なカタログの提供へのシフトが望ましい。紙だけ、電子だけと、どちらかを提供すれば良いということではなく、紙を利用したい方もいれば、図書館に来られずに利用できない方もいて、電子書籍によりリーチできる。両方が適切に提供されれば、両方とも嗜好やスタイルに応じて利用される。
- 電子書籍サービスへのニーズがないという調査が多いが、コンテンツがなかったことが背景にある。近年は良いデジタルのメディアも多く出てきている。ニーズがないというより、（非来館者のニーズの把握は容易ではなく、カウンターなどで）日常的に接している来館者のニーズを重視してしまうことがある。利用者のニーズは変わってきており、紙と電子の使い分けをしている点に留意することは大事である。
- コンソーシアムの構築も求められる。図書館の空白地帯はまだあるが、デジタルネットワークサービスであれば解消できるはずである。米国では州立図書館が電子書籍サービスの固定費を負担し、コンソーシアムに参加する自治体は資料費の一部を購入する例も見られる。小さい自治体の空白地帯をなくす意味で有効。日本では「デジとしょ信州」の例がある。都道府県が積

極的に役割を担うのは良いと思う。

○個人情報・利用履歴への配慮が求められる。図書館で利用者が安心して利用できるように管理していくためには、デジタルネットワークに強い職員の採用・養成が望ましい。

土屋委員「学校図書館におけるデジタル活用の現状と今後の運営充実に向けて」

○勤務校においては1人1台端末が整備され、学校図書館の蔵書検索や、オンライン事典サービスの利用、情報リテラシーの向上を目的とする様々な利用指導等、学校図書館でのタブレット活用場面が増えた。

○百科事典の利用指導はまず紙から始める。大きな紙の事典を初めに使うのは、本の厚みや重さから言葉の圧倒的な量を体感してほしいためである。五感を使った調べる体験を通して知識を得る楽しさも体験する。オンライン事典サービスを利用することで、調べた項目内から更に関連したキーワードも表示されることで知識や語彙を増やすことができたり、信頼できる外部サイトへのリンクがあることで更に深く調べることができたり、事典の持ち運びのしやすさといったメリットがある。

○学年ごとにオンライン事典サービスの活用方法を深め、そのサービスの利便性を実感するのみならず、児童の情報リテラシー向上にもつながった。学校図書館が、情報活用能力の育成をサポートする場として多様な情報源を使える環境を整え、利用方法を丁寧に指導することが重要である。利用指導には多様なメディアを体験することも含む。

○図書（紙）資料もデジタル資料も読み方や活用の仕方など、発達段階を考慮し、スモールステップで丁寧な指導が必要である。現状では、利用指導は、各担任に任されているところが多い。これらを組織的・計画的に進めるために、学校図書館が中心となって実施できないだろうか。

○多様なメディアに触れ、効果的な使い方を学習することは児童の選択肢を増やし、自分の目的に合わせて活用する土台を作る。タブレット操作がうまくできない子や情報が多すぎて読むのを止める子もいる。情報源が一択ではないことは、多様な児童の現状に合わせて学習を止めず意欲を下げずに継続することにつながる。家庭環境の違いによりデジタルスキルにも個人差がある。学校図書館は誰もが等しく学べるように支援することも役割の一つ。

○前任校では電子書籍サービスを契約したが、経済的な理由で継続には至らなかった。

○児童は紙書籍と電子書籍を使い分けている。読書が苦手な児童はデジ図書を活用することで、これまで読書をしなかった児童も学習への参加が可能になる例もあるが、アクセシブルな図書の目録作成に課題が残る。

○現在の学校図書館図書標準は、蔵書構築の適正さや、蔵書更新までは示していない。一方、学校図書館メディア基準では蔵書の配分比率が示されている。

○学校図書館の施設・設備の在り方としては、個々のニーズに合わせたスペース確保が必要。教室で学習することが困難な児童、個別の落ち着いたスペースを好む児童が多くおり、一人になれるスペースの確保が必要である一方、4～6人がけの大きな閲覧席は、対話的な学習や新聞、

図書資料、タブレットを広げるときには効果的で便利である。

- 機器に関しては蔵書データベースや校内LANがつながり、インターネットが利用できるパソコン、学習アプリやデジタル教科書が入ったタブレット、プロジェクター機能や書画カメラのある電子黒板、プリンターがあると学習に対応できる。教員と連携して授業を展開するためにも、学校司書へのタブレットは装備してほしい。
- 情報活用能力の育成においては、組織的な取組が必要である。情報担当教諭と連携することも効果的と考える。デジタル整備に関わる関係機関との連携では、自治体の支援担当部署の存在が必要。研修による資質向上や学校司書同士の情報交換できる環境整備も、学校図書館の活性化につながる。

<意見交換>

I. 社会変化等を踏まえた図書館・学校図書館の運営充実の在り方

1. デジタル社会への対応

1. 図書館資料・サービスの在り方

- 資料の内容や特性に合わせて、紙書籍と電子書籍の選択をしながら選書すると良いのではないか。
- 現在の状況にとどまらず、今後のメディアの発達状況次第で更に読みやすい／使いやすいメディアを含めて総合的に学習利用に際しての形態を判断できるとよい。そのための枠組みがあるとよい。
- 紙書籍とデジタル書籍を超えて信頼性のある情報の整理を行った上で、デジタル学習基盤の構築に向かうことが必要である。
- 近年、多くの公共図書館で電子書籍が導入されているが、通常の図書の購入との買い分け等はまだ十分整理されていない。情報資源マネジメント・ポリシーの提案があったが、望ましい基準の見直しの際には、通常の図書と電子書籍の役割分担、市民全体の利用の確保、特に利用の支援等の考慮も必要である。
- 言語別人口構成に留意しながら、都道府県立図書館が外国語資料を電子書籍で提供することにより、電子書籍サービスの可能性が広がるのではないか。
- デジタルアーカイブの構築について、現在の望ましい基準に記載されている地域資料等の電子化にとどまらず、再利用可能な形での公開、利用規約の明示、県立図書館などを中心とした広域的なプラットフォームの構築等が必要ではないか。
- 学校図書館においては、図書や新聞の整備に関する措置に加え、電子情報資源の整備についても対応があるとよいのではないか。
- 子供へ情報を使う能力やデジタルを使い分ける能力を育成することを考えると、望ましい基準等において「情報活用能力」という言葉をそのまま使用していいか。
- 「学校図書館の活用」と「教育の情報化」の違いは、その対象とする「資料・情報」及び

「教育機器」の範囲の差である。よって、両者が連携・協力する必要がある。

- 校長は学校図書館の館長としての意識を持ち、教育委員会は校長に対して学校図書館の予算をどうかける必要があるのか等について学校経営計画に示し、それを継続することが重要ではないか。
- 児童・生徒の発達段階というものを考慮すると、小学校の低学年は五感を通した実体験が大事であり、紙の資料を中心に学習するということが必要ではないか。全ての学校種で紙の本での学習を基本としながら、デジタルに慣れていくことが必要と考える。
- 学校ごとに紙の書籍と同様の基準で電子書籍に対する対応をすることは、非常に難しいのではないか。今まで冊数中心であるが、図書の配分比率の考慮も含めて検討してほしい。
- 学校図書館図書整備等5か年計画で、紙の書籍、新聞、学校司書の予算がついているが、それに加えてデジタル資料の充実に関する項目も加えていくことによって、探究型学習の発展に寄与できる。
- 令和4年度の子供の読書活動の推進等に関する調査研究の結果では、公立学校において電子書籍を活用する際の課題を調査しており、最も多く挙げられた課題は電子書籍導入の予算が不足していることだった。電子情報資源の整備に関しても地方財政措置を検討いただきたい。
- 現在、自治体における選書の状況を見ても地域によってコンテンツ数に差がある。地方自治体ごとの予算の差によって、電子図書館サービスの導入に格差が生まれていいのかと考える。現場では（導入には国の補助金等もつくがその後の）継続的な費用がつかないので、困っているという声をよく聞き、現場で差が生じていると思う。

2. 施設・設備の在り方

- 学校図書館の施設・設備の在り方としては、個々のニーズに合わせたスペース確保が必要。教室で学習することが困難な児童、個別の落ち着いたスペースを好む児童が多くおり、一人になれるスペースの確保が必要である一方、4～6人がけの大きな閲覧席は、対話的な学習や新聞、図書資料、タブレットを広げるときには効果的で便利である。
- 学校図書館を使って学びあうことができる環境整備のために、蔵書管理システムや大型モニター、ラーニングコモンズ等の施設、空間づくりが望ましい。

3. 司書教諭・学校司書・司書等の人材の在り方

- 個人情報保護やデジタル資料の収集・提供、デジタルリテラシーの支援等に関する資質・能力を持つ司書の養成が求められる。
- デジタルに関する内容の研修モデルが示されることが必要ではないか。加えて、デジタルだけでなく、紙の図書資料を組み合わせた利・活用の方法を学べる研修・養成の機会を作る働きかけもあるとよい。

【学校図書館】

- GIGAスクール端末を利用した情報活用能力の育成には、信頼性の高い情報を収集できる専門職である司書の能力を活用することが有効であろうと考える。加えて、司書が情報活用能力等を指導する能力を身につけることで、教員の負担軽減につながることも期待される。
- 電子図書館サービスを学校図書館に導入する際、学校の教職員の業務負担とならないような措置が求められる。
- 学校図書館においてデータベース化への対応の課題も学校司書がいればそのような課題が減る部分もあると思う。デジタル化を図るには学校司書の役割が求められるが、学校司書の法的位置づけが弱いため、今後の改善が望まれる。
- デジタルとアナログのベストミックスやバランスを検討する中で教職員の中でも迷いがある。電子図書館サービスを検討する過程で全体像が見えてくるのではないかな。

【公共図書館】

- 図書館システム更新業務も時に発生することも踏まえ、デジタルに強い司書を養成する必要がある。

4. デジタル整備（資料やサービス提供、システム等）に係る関係機関との連携

- 図書館・学校図書館で情報リテラシーを教えることを主眼に入れた方が良いのではないかな。
- 規模が小さいとまとまったニーズが見込まれないこともあり、電子図書館サービス導入等に関する予算の確保が単独では難しく、課題となっている現状がある。

【学校図書館】

- 学校の負担を増やさずに電子書籍を導入するために、市町村立図書館との連携や都道府県単位等のように広域で契約することが望まれ、そのための方策を模索する必要がある。

【公共図書館】

- 学校図書館と公共図書館の連携により、確実に児童の不読率解消の一手となる。そのために、学校図書館のシステムを公共図書館のシステムと連携させることで、蔵書検索や電子図書館サービスの利用が全て可能となり、効果的・効率的になるのではないかな。
- デジタルサービスの広域導入・利用のために、県・市町村教育委員会の学校教育担当部署、知事部局の関係部署（情報システム担当課等）と連携した適切な事務の執行が求められる。

その他

- 情報活用能力の育成について、教職員と図書館、あるいはデジタルと紙の図書資料のベストミックスを意識した情報教育等を積極的に展開するべく、今後の検討が期待される。
- 望ましい基準や学校図書館ガイドライン等における「情報活用能力」という言葉は、コンピュータの利用を前提とした言葉として用いられているが、もともとは情報リテラシーとは、コンピュータ利用が前提ではなく、どのメディアであっても情報を使う力を必要とする

るものである。図書館において、子供達に、印刷資料もデジタルも両方を使う力、デジタルを使い分ける力を教えていくことが必要と考えるときに、ガイドライン等で「情報活用能力」という言葉をそのまま使うか検討いただきたい。

○学校図書館活用教育と情報教育、両者は連携、統合することを念頭に置いて考えていく必要がある。

以上